

国管管2-25
平成28年6月23日

本部部長審判官
各國税不服審判所長 殿
国税不服審判所沖縄事務所長

国税不服審判所長
(官印省略)

国税通則法第99条の通知の可能性のある事件の対応について（指示）

標題のことについては、下記により実施することとしたので、今後はこれにより適切に対処されたい。

（趣旨）

国税通則法（以下「通則法」という。）第99条第1項においては、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならない旨規定している。そこで、本指示文書において、通則法第99条第1項に規定する国税庁長官に通知する可能性のある審査請求事件に係る本部及び支部の諸手続等について、具体的に整備を図るものである。

記

通則法第99条第1項に規定する国税庁長官に通知する可能性のある審査請求事件であると認められた場合、本部及び支部は、次のとおり対応する。

- 1 係属中の審査請求事件において、①長官通達に示された法令解釈と異なる解釈を採用する場合、②法令解釈を示した長官通達がなく、原処分庁の法令解釈に疑義がある場合などは、必ず本部照会を行う。

2 本部照会があつたもの（上記1）について、本部の国税審判官、国税副審判官及び国税審査官（以下「本部担当審判官等」という。）は、法曹出身の審判官と検討を行った上、本部部長審判官への報告後、本部所長へ報告する。

3 本部所長が上記1の①又は②の場合に該当するとして、国税庁に法令解釈の確認（例えば、長官通達がない法令について解釈したところ、A説、B説…に分かれた場合には、立法趣旨などについての確認）が必要と判断したときには、本部部長審判官及び本部担当審判官等に対し、その旨を指示する。

4 本部担当審判官等は、支部の担当審判官等（以下「支部担当審判官等」という。）に対して原処分庁に求釈明を行うよう指示する。この求釈明に当たっては、確実に、国税庁に法令解釈の確認（原則として長官通達がない場合（上記1の②の場合）には、例えば、①その法令の立法趣旨、②その取扱いが広く定着しているかなどの課税実務の状況を含む。）を求める。

（注）本部担当審判官等は、「支部における審査請求事件の調査・審理に関する支援を行うことが任務の一つとされている」ことから、必要に応じて庁担当課の担当者等に、原処分庁に対して求釈明を行った旨、速やかな書面による回答についての協力要請等を行う。

5 原処分庁から、上記4の求釈明に対する回答があつた場合には、支部担当審判官等は、当該回答を本部担当審判官に報告する。

（注）求釈明に対する回答が具体性を欠くなどの場合には、必要に応じて再度求釈明を行うよう本部所長が指示を行う。

6 本部所長は、審判所としての法令解釈、求釈明に対する原処分庁からの回答に基づき、当該審査請求事件の裁決に当たって通則法第99条に該当するか否かの判断を行う。当該裁決が、通則法第99条に該当する場合には、同条の手続を行い、同条に該当しない場合には、支部に裁決を行うよう指示する。

【通則法 99 条通知の可能性のある事件の対応について】

